

第1 決算審査特別委員会（第3 日目）

H24.9.14（金）10：00～

第二委員会室

開 会 10：00

委員長

おはようございます。

委員動静報告

委員長

ただいまの出席委員数は9名であります。
これより本日の会議を開きます。

教育費

委員長

教育費の説明を求めます。教育部長。

館部長

（教育費について説明する。）

委員長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

木 下

私のほうからは2件でございます。

まず1件目、199ページ、教育費の教育管理費、教育振興費の学校サポート事業に要した経費のうち学びサポーター報酬1,082万1,000円、この内訳なのですが、どこの学校とか何学級とか、それから時間数とか、そういう内訳を詳細にわたってお聞きしたいのと、その結果について、効果についても伺いたします。

その次、もう一つの質問は、211ページの教育費の社会教育費のうちのたきかわホールの運営管理に要した経費の中の内訳の中で管理代行負担金の1,082万7,000円のことなのですが、平成23年度の決算内訳について指定管理先の了解が得られれば決算をお伺いしたいと思います。

以上の2件です。よろしくお願いします。

吉川課長

1点目のご質問についてお答えいたします。

学びサポーターの報酬に関してでございます。決算額に載っています1,082万1,000円につきましては、学びサポーター17名の配置をしたところでございます。

1時間の報酬を1,000円というふうに決めておりますので、総体では1万821時間分ということになるのですが、1校当たりでいえば983時間、週当たりでいえば23ないし24時間ということになりますから、1日、約半日プラスアルファぐらいな感じで活動をしていただいています。17名の内訳ですが、教員免許所有者が15名、それから國學院大学の学生が2名という内訳になっております。

内容につきましては、学校現場で、例えば通常学級における発達課題のある子のサポートが低学年には必要というようなケース、それから学習に困り感やおくれがちな子供への支援が必要と、さらに中学校では相談室登校など課題のある子への教育相談や学習指導、このような学校が持っている課題について各学校が学びサポーターを入れて課題の改善を図りたいという計画をそれぞれの学校に立てていただきました。その上で、その課題を解決するのにサポーターを配置して効果的な動かし方をしようという趣旨で進めております。学校長の計画を内容をよくこちらとしても吟味させていただいて、配置をしているところでございます。

効果といたしましては、やはり低学年における通常学級の中における発達に課題のある子にきめ細かく担任も対応しますけれども、学びサポーターと協力し

てきめ細かく指導、支援ができた。それから、学習の困り感やおくれがちだなというふうに思われる子に寄り添って、これも教員の免許を持っている者が積極的に対応して、1つのクラスだけではなくて、課題のある子のクラスを巡回するような形をとって活動したところでもあります。中学校では、やはり相談室登校などが長期間にならないように、早く教室に戻れるように、その間おくれがちな学習もサポートしますし、教室に戻れる下地づくりをサポートの方が活動していただけたというようなことが主な子供への対応について活動して、効果的な面が上がったところがございます。そのほか教職員との情報共有を綿密に行って、気になる子の情報共有を先生に伝えるというような役割も持っていていただいているところです。以上、配置を通して効果を申し上げたところがございます。

以上です。

竹谷課長

2点目のご質問にお答えしたいと思います。

たきかわホールの運営管理に要した経費の中で平成23年度の決算内訳につきまして、たきかわホール指定管理者に確認をとりまして木下委員さんにご連絡をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

木 下
吉川課長
木 下
吉川課長

サポートの関係なのですけれども、学校別なんかはわかりますか。

学校別に全部人数を申し上げるという方法でよろしいでしょうか。

はい。

第一小学校は、2名の配置をしております。勤務時間の総数は1,702時間勤務しております。それから、第二小学校につきましては、1名の配置で1,059時間配置しております。第三小学校は、2名の配置で1,253時間配置しております。西小学校は、1名の配置で781時間配置しております。東小学校は、2名の配置で1,007時間配置しております。東栄小学校につきましては、2名の配置で1,084時間配置しております。それから、江陵中学校につきましては、1名の配置で741時間配置しております。明苑中学校は、1名の配置で679時間配置しております。開西中学校は、1名の配置で521時間配置しております。江部乙中学校は、1名の配置で887時間の配置となっております。そのほか國學院のお二人については江部乙小学校に配置しておりますが、お二人で151時間の配置ということで、この合計が1万821時間の内訳となっております。

以上です。

委員 長
大 谷

ほかに質疑ございますか。

サポートの関係なのですが、今木下委員の質問にご答弁いただきまして、大分詳しくわかったわけですが、各学校全体で17名配置というと結構多く聞こえますけれども、学級数から割り返すと、まだ学校現場ではこの数について要望としてはもっとあるはずで、初めから時間設定されるので、そういった形で時間の要望を出されると思うのですが、もっと実態に即した要望を聞いてもらえたら、もっとも必要かなと思うのですが、そういった要望の声があるのかなのか。それから、それに対応できるような、もう決めたらそれしか枠がないからだめなものなのかどうか、そこら辺をこの答弁とあわせて質問をしたいと思ひます。

次、201ページ、奨学金について、育英基金積み立て9,000円というのがあるわけですが、市としては平成18年度から新規のそういった育英奨学金の取り組み

はしてなくて、償還についてのみ事務概要に記載されているのですけれども、こういった経済状況の中からやはり進学したいけれども、市としてそういった要求、要望に対してどうなのかという問い合わせがないのかどうか。やはりこういった学歴、学校に行けないということが将来の格差社会につながるということもありますので、そのことについて要望があるのか、検討したのか、そこら辺も伺いたいと思います。

次、もう一点、学校給食のことなのですが、209ページに関連していると思うのですけれども、学校給食費に対して未納対策としてはどういう取り組みをされて、どういう効果があったのかという点で質問いたします。

吉川課長

1点目のサポートの配置のことに関してのご質問ですけれども、木下委員さんのご質問にもお答えしたとおり、学校の中で校長あるいは教頭、教員から学びサポーターを効果的に使うための、自分の学校ではどういう方向でいこうということを校内できちっと検討した上で計画書をいただいております。その中には、先ほど申し上げたようなそれぞれの学校が抱える課題というのはやはりありますので、例えば小学1年生の3クラスともなかなか落ちつかない状況だねといったら3クラスに巡回していけるように、クラス数は確かに多いですし、配置も1人、ないし2人ということにはなっておりますけれども、巡回する方式で気になる子供を見ていこうという点とか、それから学力の点で数学なんかの学力について課題が大きいから、中学年、3、4年生のクラスは多いけれども、場面、場面で巡回してやっていこうですか、いろいろ個別の先生方の要望等を踏まえて学校が計画してきたものを私たちのほうで配分しているわけですけれども、やはり予算があつて枠がありますから、その範囲内でどれだけ学校の効果的な活動計画について配置できるかというような視点は入りますから、100パーセントの要望には応えられない時間配分もありますけれども、やはり1名配置が効果的か、それとも2名配置が効果的かというようなことを学校もよく内容を吟味して、いろいろなクラスが抱える課題を解決していこうという発想は学校の中にはありますから、今後もそういう形で要望に応えながら対応していきたいというふうに思っています。

以上です。

松澤主査

奨学金に関してなのですけれども、84ページの歳入の関係になりますが、ここでお答えしてよろしいでしょうか。

(何事か言う声あり)

松澤主査

要望については、特に今のところございません。

次に、給食費の未納についてですけれども、昨年度は子ども手当からの徴収を行いまして、前年度1.69パーセントの未納率から平成23年度におきましては1.38パーセントまで減少いたしました。そのほか、各学校の取り組みによりまして、前年度未納のない学校が2校に対しまして、平成23年度においては未納のない学校が4校になりました。

以上です。

大 谷

学びサポーターについてですけれども、大体学校としては教育委員会で何名だとか配分されたり、予算もあることですから、そんな全部満度に要求を取り入れるということはできないというのは十分わかりますけれども、できれば本当に今の子供たち、学力面でも指導面でもいろんな対応していかなければならない。そういったことを考えたときに、やはり時数拡大というか、ふやしていけ

るような取り組みがどうしても必要になってくると思うのです。そういうことで、頭から何人とかということではなくて、そういった学校の要望を前提にして配置していくような取り組みを今後考えていただきたいが、取り入れていただけるかどうか。

吉川課長

それと、奨学資金については要望がないということですが、実際そういう声は私はたくさん聞いています。やはりこういうことも今後検討していかなければならないと。18年度以来、ここ数年それをやってきていません。歳入では償還金のことは書かれておりますけれども、やはり市としてはそういうことをしないということだけでは取り組みが甘いというか、そういうことにも配慮すべきだと思いますが、今後についてどうなのか伺います。

ただいまの質問でございますけれども、子供たちの状況、いろいろと変化していますので、さまざまな対応が学校現場にあります。おっしゃるとおりです。学びサポーターを効果的に使っていただくということで、学校現場の教職員からも非常に担任の先生方と情報共有して効果が上がっているのも、ぜひもっと充実をとという声はあるのは事実でございます。したがって、今後も授業の一層の充実を図っていききたいというふうに思うし、学校の現場の声も十分取り入れて、予算配分的なことになりますけれども、そのように努めていききたいと思っています。学校によって、先ほど時間数を申し上げたとおり軽重もつけておりますから、そこはやっぱり内容面に応じた判断をしているところでございます。今年度という視点ではございますけれども、例えば学びサポーターの配置はしますけれども、道の事業費に合う事業が1つありましたので、そこを活用した部分もありました。そんなことも通じながら、サポーターの配置がさらに充実されるように努めていききたいと思っています。

館部長

奨学金の関係でございますが、先ほど担当が申し上げましたとおり、直接的には私ども教育委員会のほうには要望という形ではお伺いはしておりませんが、やはりこういう経済状況の中、他の制度、日本育英会だとか、それから大学であればそれぞれの大学で奨学金を複数持っているという状況もありまして、そういったことで充実されているのかなとは思っていますが、いろんな団体、保護者の方だとかいろんな団体の方と会う機会がございますので、その辺についてもお声があるかどうか、今後きちんとお伺いをして検討していきたいというふうに考えています。

委員長
山口

ほかに質疑ございますか。

まず221ページなのですけれども、備考のところに滝川合宿受入実行委員会補助金、新しく始めた制度ですが、これの内訳と、それから評価をお願いします。それと、その2行前にサッカー協会の補助金があるのですけれども、全国大会にかかわることだったのですが、他の協会が大会をするときも同様の補助金を出すことができるのかどうか。補助金を出した要件、基準を伺います。

それから、223ページの体育施設の運営管理に要した経費ですが、備考のところに施設管理及びスポーツ振興業務委託料122万円というのがある、その下に体育施設運営管理代行負担金、この施設管理と施設運営管理との違いを教えてください。それと、施設管理及びスポーツ振興業務委託料の122万円の内訳をお願いします。

竹谷課長

今山口委員さんのほうから3点ご質問がございました。

まず、國學院の合宿の受け入れ補助金の関係でございます。これにつきまして

は、東京から滝川までの飛行機代、手元に数字が今ありませんが、約100万円の飛行機代の2分の1を補助してございます。さらには、滝川のサイクリングターミナルに宿泊をいただいております。こちらのほうにつきましても2分の1宿泊料ということで、宿泊費、食事代、これを合わせまして2分の1の補助をしてございます。そのほか市内の合宿で移動するためのバスを借用してございますので、こちらのほうの受け入れ代が10万円ほど支出をしてございます。そのほか滝川ふれ愛の里を選手の皆さんが何回かご利用いただく、こちらの料金につきましてもこの中で支出をさせていただいております。各商工会議所、さらには國學院の北海道短期大学部の協力会のほうから、それとあと体育協会のほうからこの受け入れに対する協力金として8万円ほどこの中にいただいております。その中で対応させていただいております。これの効果はどうかということでございますが、まず滝川にあります國學院大學北海道短期大学部の応援を兼ねまして、この箱根でシード権を獲得しているものですから、その活躍によりまして滝川のこの短大のほうにも入学がふえることを期待してございます。さらには、この陸上教室を市内で実施をしてございまして、23年度につきましましては小学生、中学生、高校生、一般の方も含めまして約100名の方に参加をいただきまして、競技をする方、さらには指導する方に参加をいただいて、陸上競技の普及に効果が出ているのかなというふうに考えてございます。

また、2点目のサッカー協会の補助金の関係でございますが、今回サッカー協会につきましましては空知川の河川敷にありますサッカー場の整備を独自にやられてはいるのですが、かなり土が少なくなってきたということで、このサッカー場の整備費に対しての補助ということでございます。その全額のうち2分の1ということで50万円を今回整備費で市のほうで負担をします。残りについては、協会のほう独自で負担をされて整備をされているということでの補助金でございます。ですから、事業を運営するための補助とかということではなく、今回は整備をしなければならなかった部分が今回全国大会があるということで整備をした補助金でございます。

3点目の施設管理及びスポーツ振興業務委託料と体育施設運営管理代行負担金の部分の違いでございますが、まず市の条例にのっている施設、青年体育センター、サイクリングターミナル等のそういう施設につきましましては指定管理で行うということで指定管理代行負担金を支出してございます。施設管理及びスポーツ振興業務委託というものは条例にのっていない施設ということで、空知川の今言いましたサッカー場、さらには朝野球の球場、ソフトボール場等の河川にある施設につきましましてはこちらの委託料のほうで支出をさせていただいております。内訳といたしましては、それぞれ直接整備をしているところもございまして、それぞれの協会に管理手数料ということでお願いをして整備をいただいている部分もございまして。さらには、江部乙のパークゴルフ場につきましても、整備ではなく仮設トイレを設置するというので、その部分もこの中で支出をさせていただいております。

以上でございます。

山 口

まず、國學院の合宿受け入れのことなのですけれども、芦別市はとても受け入れを盛んにしているのですが、滝川の合宿に来てくれるところの補助金も含めてそういう受け入れシステムというのは比較をするとどんなものですか。補助金が少ないとか、もっとやることが多いとかという、ほかの町の状況を調べた

ことあるのですか。

それと、サッカー協会のほうは整備費の補助ということなので、例えば朝野球場が全国大会をするのにどうもグラウンドがよくないなという場合は同じように出るといふふうに認識してよろしいのでしょうか。

それと、次のページですけれども、条例外のところは施設管理という説明なのですが、朝野球場とソフトボール場とゲートボールとというような中身ですが、大体金額は言っていないが、1団体20万円ぐらいになると思うのですけれども、朝野球場でいえば6面グラウンドと裏のサッカー場2面の草刈りをずっとしてありますが、その20万円は妥当だということで積算をしたのですか。

竹谷課長

まず、芦別市の受け入れが盛んだということで、芦別、深川近辺では、今バレーだとか陸上で受け入れが盛んでございます。さらには、以前にちょっと視察をさせていただきました土別市だとか紋別市もかなり陸上等、または球技等の合宿を受け入れしてございます。やはりその町によって若干、市の補助金についてはそれぞれ支出の仕方が違います。ただ、私どもにつきましては当面國學院の駅伝チームにつきましては、地元で大学があるということで、これを応援しながら今後の他の競技、さらには陸上も含めまして受け入れがどうなのかというのをちょっと検討してまいりたいなというふうに考えてございます。

ちなみに、隣の芦別等の補助金については確認はしてございませんが、紋別につきましてはやはり地元の飛行場を利用させたいということで、かなり手厚く補助を出して受け入れをしているということで確認をしております。

また、2点目のサッカー場の補助金に伴いまして、朝野球とかそういうところで整備が必要だということになりましたら、これにつきましても補助金で出すのがいいのか、または市が直接整備をするということも連盟と協議をしながら検討していきたいというふうに思っております。

また、3点目の部分でございますが、各団体の管理手数料につきましては、それぞれの団体の若干の面積の違いだとか、その施設、競技の違いで負担している金額は違います。ですから、朝野球連盟につきましては当然面積が多いので、ほかのところとは同じ金額にはなってございません。それが妥当かどうかというのは、今後いろんなもの、物価だとかそういうものも含めまして検討していく時期が必要かと思いますが、やはり全競技を含めまして協議をしていく部分が必要だと思っております。

以上でございます。

山 口

國學院の合宿なのですけれども、私も地元で大学があつて、去年もことしも監督さんに会いましたが、やっぱり手厚く補助をしてあげて、何年もずっと来てもらうような形にして、もっとどんどん応援をするべきだというふうに思うのです。地元で大学があるものとそうでないものとを同じに扱うことはないと思うのですけれども、その辺は同じ認識ですか。

それと、施設管理の条例外のところですが、直接何団体かの条例外のところの委託をするという考えは視野にはないのですか。

竹谷課長

まず、1点目の國學院の合宿の関係につきまして、先ほども答弁させていただきましたが、地元で短大があるということでの応援ということで、いろんな大学の出身者は市内にいらっしゃいますので、それが全て同じ条件とは考えておりません。ただ、今後の中でいろんなところが合宿受け入れが可能になれば、その辺は何らかの補助を出すのか、何かの応援をする中身を考えていきたいと

いうふうに考えてございます。

また、直接市が委託してはどうかというお話でございましたが、以前市が直接委託してございました。ただ、指定管理ということでスポーツ施設を指定管理してございます。その中で、同じく一括して指定管理をしていただいているところで委託をしたほうが人件費等の部分で若干よろしいのではないかとということで見直しをして現在に至っているところでございます。今後についても今のところ市から直接委託するということでの考えはしてございません。

以上です。

委員 長
清 水

ほかに質疑ございますか。

それでは、通告はしてありますが、1点だけ追加をして17点伺います。

まず、事務概要でいうと165ページですが、小学校費、中学校費共通点で伺います。要保護、準要保護生徒の就学援助費で国からの交付税は要保護の給食費で交付税として1,014万円、その他は一般財源で対応しており4,812万円ということだが、小学校2,088人、中学校が1,125人の合計3,213人中で707人と、22パーセントが受けていると。低所得世帯の激増が家庭負担の学習用品にどのような影響が出ているのかを伺います。

2点目、同じくPTA会費やクラブ活動費など国が通達で出した新3項目の検討状況について伺います。

3点目は、就学援助申請時に民生委員の捺印欄があります。他市町では必要ない事例もあります。必要性について伺います。

4点目は、事務概要163ページに掲載をされている小規模の修繕設備改修はどのような判断で行ったのか。以下について伺います。1点目、江陵中ガス配管取りかえ、2点目、東小高架水槽内面塗装、3点目、第一小運動場壁補修、4点目、第二小放送設備、第5点目、江部乙小雨漏り、6点目、明苑中器楽室ストーブ取りかえ、7点目、第二小火災報知機受信機等取りかえ、どのような判断で行ったのかということを知るのは、例えばストーブだとかガス配管というのは非常に安全にかかわるもので、ことし予算がないから来年に回そうとかというようなことで何年目かに行われたということでは問題だということのように思うのです。7点目の火災報知機受信機等取りかえなんかは消防署の指導があれば、それはたちまちやるわけだと思いますが、そういったことを踏まえてお聞きをしているということでお答えをお願いします。

5点目は、高等学校費、207ページで、記載がされておきませんので、主な備品購入の内容、主な修繕工事の内容について伺います。

6点目は、社会教育費、211ページ、事務概要180ページで、たきかわホールの利用者数は多目的ホール9,030人、19年度が1万2,606人と比較すると減少しています。直当時、指定管理開始直後との利用者数の変化について伺います。

7点目は、美術自然史館費で213ページ、事務概要193ページ、美術自然史館の有料利用者数が4,569人、共有が6,260人、19年度3,916人、6,409人と比較すると横ばいです。有料、無料問わず、利用者数推移をどのように把握しているのか伺います。これについては、やはり指定管理後どうなっているのかということでお聞きをします。

8点目は、空調設備、玄関ロビーサッシで4,378万円かけましたが、工事の結果どのように改善をされたか。設備を取りかえたその効果、顕著にあらわれた状況等があれば伺いたいと思います。

文化センター費では、215ページ、事務概要180ページですが、文化センターの利用者数等について、先ほどのたきかわホールと同様のことを伺います。

10点目は、指定管理者がNPO法人ですが、指定管理者に責任がある事故などの場合、指定管理者に損害賠償責任が生じますが、どのような保険に入っているのか。また、それで十分なのか伺います。

図書館費、217ページ、事務概要184ページからですが、新図書館オープンで貸し出しで5倍以上、中高生が多いなど市民も評価しております。図書館移転の効果について、項目でお答えをいただければ結構です。

12点目は、図書購入費ですが、5,479冊、1,054万円余りですが、移転に伴ってどのような特徴ある図書選定結果になったのか。例として最も高価な全集は、また選定者として職員以外の助言を受けたか。

13点目、図書館移転改修工事費1億882万円余りについて、またその他諸費1,581万円余りについてですが、まず図書館から市役所スペースへの侵入は絶対にあってはならないと。どのようなセキュリティー対策を講じたのかということ伺います。

14点目、青年体育センターの指定管理代行で指定管理者が財団法人です。先ほどと同じように、どのような保険に入っているのか、また十分かということ伺います。

206ページで、事務概要15ページです。パークゴルフ場参加者の利用人数、最も利用者が多い空知川への市の整備費がほとんどありません。23年度は何をしたか。せめて西公園並みの補助金が出るような検討したか。同好会からの要望とそれらの対応について伺います。

16点目、西公園も年間約60万円の補助金です。グリーン用芝刈り機を体育協会で購入するなどしていますが、労務費はボランティア、飲み水もありません。パーク協会からの要望とそれへの対応について、同じ市の施設である池の前公園パークゴルフ場は指定管理として130万円ほどの支出をしていることの整合性を伺います。

17点目は、これは追加分ですが、事務概要165ページにスポーツ振興センター災害共済について記載がございますが、最大の保険金の給付は幾らだったのか。また、保険料の保護者負担、市教委負担について伺います。

以上です。

木村主査

ただいまご質問のありました就学援助の部分についてお答えいたします。

就学援助制度につきましては、義務教育を受ける際に経済的に困窮している方を支援して就学や学校生活に支障がないようにする制度であります。学用品費等につきましては、毎年対象予定人数を予算確保しております。申請者増により予算が不足した場合は補正により予算確保し、支給に支障がないよう努めております。

2点目、PTA会費、クラブ活動費等の新たな3項目の検討状況につきましては、本年7月に把握した情報ではありますが、全道35市の中で支給を行っている市は4市のみということになっております。平成23年度におきまして、教育委員会といたしましては今年度、平成24年度から中学校で実施される武道の授業に対応するため、体育実技用具に柔道着を加えて対象範囲を拡大し、予算化いたしました。教育委員会としましては、武道の授業の安全な実施を最優先に考えて就学援助の改正を行いました。今後とも各学校の実態と他市町の動向を

見ながら必要な検討を行ってまいります。

3点目、就学援助申請時の民生委員の捺印欄ということですが、現在の申請様式に民生委員の捺印欄はございません。

以上です。

茶木主査

清水委員の小規模な修繕、設備改修はどのような判断で行ったのかについてお答えしたいと思います。

学校の修繕や設備の改修は、まずは児童生徒の安全を最優先に考え、専門業者の意見や学校の要望に基づき実施しているところです。その中でも緊急性や、もうすぐにでも直さなければいけないというものについてはすぐに対応するようにしているところです。

江陵中のガス配管取りかえについてですが、22年度に滝川ガスさんから老朽化によりガス漏れのおそれがありますとの指摘を受け、きめ細かな交付金を活用して実施いたしました。

次に、東小の高架水槽内面塗装についてですが、これも22年度に清掃を委託している業者さんから塗装が剥がれ落ちる可能性があるとの指摘を受け、こちらもきめ細かな交付金を活用して実施させていただきました。

続いて、第一小の運動場壁補修については、壁の一部が剥がれたため緊急でその補修を行ったものです。

第二小放送設備につきましても、放送設備が壊れたため、急ぎその修繕を実施いたしました。

江部乙小雨漏りにつきましては、階段室に雨漏りが発生していたため、きめ細かな交付金を活用して修繕を実施いたしました。

明苑中器楽室ストーブ取りかえにつきましては、ストーブが壊れたため、急ぎその取りかえ工事を実施いたしました。

第二小火災報知機につきましては、清水委員さんのおっしゃるとおり、消防設備点検によってふぐあいを発見しましたので、急ぎ修繕を実施いたしました。

今後も児童生徒の安全、学校運営を優先に修繕を実施していきたいと考えております。今年度につきましては、第一小の体育館ボイラーを取りかえたわけですが、事前に老朽化のぐあいを把握して、できるだけ壊れる前、危険性が生じる前に修繕を早目に打っていきたいと考えています。

以上です。

赤松事務長

私から決算書の207ページ、高等学校費、これは西高における修繕料、備品購入費の主な支出の内訳ですけれども、まず修繕料137万8,780円、これには要した経費が2つありまして、まず1つ、情報処理教育に要した経費、これが12万6,000円、これはパソコン2台の修理です。残り125万2,780円、これはその他高等学校教育に要した経費で、この主な中身につきましてはグラウンドの水抜き栓取りかえ約24万2,000円、電話設備の取りかえ18万9,000円、給水管、汚水管の洗浄約18万3,000円、漏水による天井の修理約10万3,000円、暖房機のベルト交換約9万8,000円、照明器具修理約8万2,000円、プリンターの修理約7万7,000円、そのほかにガラスの修理、ストーブのオイルサーバーの修理、電気関係の修理、室内用サッカーゴールの修理、テニスコートの支柱の修理、調理用テーブルの支柱等の修理が主な内容でございます。

続きまして、備品購入130万602円の内訳ですけれども、これにつきましても要した経費が2つありまして、1つは教材、教具等に要した経費95万5,992円、こ

の主な中身につきましては顕微鏡8台の購入費が約86万5,000円、顕微鏡の附属備品、これは位相差観察装置といいまして透明な微生物の構造を見る装置ですけれども、これが6万5,517円、以上が主な中身でございます。

続きまして、その他高等学校教育の実施及び管理に要した経費34万4,610円、この主な中身につきましてはFF式温風暖房機3台の購入費で33万2,010円です。以上、説明といたします。

吉田主査

清水委員さんのご質問のたきかわホールの利用者数及び文化センターの利用者数、それとあわせて文化センター及び青年体育センターの保険についてお答えをしたいと思います。

まず、たきかわホールの利用者数につきましてはですが、たきかわホールにつきましては平成14年8月に滝川市が取得をいたしまして、その後たきかわホール運営協議会に運営管理業務を委託しております。現在は、NPO法人空知文化工房が指定管理をしております。西友撤退後、人の流れが減少するとともに、ホールの利用も減少してきております。また、ホールを利用しております企業の経営悪化等によりまして、映画の上映の減少等がありまして、それが利用者数の減につながっているものと考えてございます。

文化センターの利用者数につきましては、文化センターの利用団体数は平成19年度が106団体、23年度が67団体ということで、委員さんのご指摘のとおり団体数のほうは減少しておりますけれども、利用の日数のほうは98日から逆に123日という形で伸びてきているところでございます。市内のみならず、市外の学校が吹奏楽の練習等で連続した利用等がふえているなどということで大ホールのほうの役割を十分に果たしているものと考えてございます。

続きまして、指定管理者の保険加入につきましてはですが、平成23年度から全ての指定管理者は全国市長会の市民総合賠償責任保険の被保険者にみなされることになりましたことから、文化センターも含めて青年体育センター等の公の施設は市が加入している保険で対象になってございます。保険の限度額につきましては、人身1名につき1億円、1事故につき10億円、物材1事故につき2,000万円という内容になってございます。また、指定管理者の責任である事故に対しましては、別途それぞれが総合賠償責任保険に加入しております。青年体育センター等を指定管理しております体育協会のほうにつきましては、保険の限度につきましては、1名につき1億円、1事故につき……失礼いたしました。保険につきましては、今説明している部分、ちょっと済みません、訂正させていただきます。

文化センターの部分についてのみ回答させていただきます。文化センターのほうの保険につきましては、前段今説明しましたとおり、23年度からは市長会の総合賠償責任保険の被保険者に該当するということは同じでございますけれども、指定管理者の文化工房のほうで別途入っております保険は、全国公立文化施設協会の団体保険というものに加入してございます。こちらのほうは、文化会館のための保険でございまして、この保険では文化施設の装置ですとか管理運営等に原因のある人身事故や物損事故に対しても補填されるような内容になってございます。また、不測の事態によって公演中止等が起きた場合への賠償、補償等にも対応してございます。今後も危機管理として十分対応できるよう指定管理者のほうには指導をしていきたいと思っております。

以上でございます。

竹谷課長

今答弁の中で1点ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。
文化センターの利用者数のところで利用日数が98日から123日ということでお答えしたのですけれども、98日から120日ということでご訂正をいただきたいと思
います。
以上です。

中塚館長

ご質問ありました7点、8点目、2つにお答えしたいと思います。
まず、美術自然史館、利用者数の推移をどう把握しているかというご質問でござ
いますが、まず事務概要の記載の括弧内の数字におきましては、下に記載の
あるように2館共通券、3館共通券、こども科学館、それと郷土館の共通券、
それと年間パスポート購入時に入館した内数の数字であります。
まず、有料入館者数につきましては5年前の19年度比で149人の減、23年度含め
た直近5年平均では593人の減という状況であります。さらに、無料入館者も含
めた館全体の利用者数の推移といたしましては、昨年1万5,431人で19年度比698
人の減、同じく直近5年平均では2,322人の減でありました。これも減の理由と
いたしましては、昨年6月から9月にかけて、例年学校の団体が入館するの
ですけれども、この時期は割と晴天に恵まれまして、学校の宿泊体験学習として
利用しております海洋センター、砂川のオアシスパークでのカヌー、それと砂
川子どもの国の野外学習のほうに当館の利用者が流れたというふうに推測をし
てございます。ただ、20年度からスタートさせました年間パスポートも含めた
共通券入館者が19年度比で108人ふえておりますので、年間パスポートを今後よ
り一層PRをいたしまして、2度目の来館からは無料になるといったお得感
を感じていただき、2度、3度来ていただけるようリピーターになっていただ
いて、今後の利用者増につなげていきたいというふうに考えております。それ
には、何より魅力ある企画展、普及事業の展開を図っていききたいと思ってい
ます。
また、ことしで4年目となります明苑中学校美術部作成による特別展に関連し
た大絵画の展示や美術部の撫子展の作品展示、これも定着をいたしましたロビ
ーを活用したナイトミュージアムコンサートの開催など、学校との連携、それ
とこれまで美術自然史館に来たことのない人にも来ていただけるような魅力の
ある館として発信をし続けて、地元で愛される館づくりに努めていきたいとい
うふうに考えております。
次の8点目、空調設備等でどのような改善がされたかというご質問でございま
すが、昨年美術自然史館空調設備改修工事を行いました。昭和61年に開館をい
たしまして、26年経過をいたしました。空調機の老朽化により最適な空調、風
量、湿度、温度の管理ができない状況になりました。特に加湿が不十分で加湿
器4台を設置いたしましてコントロールを行ってききましたが、この改修によっ
てこれをダクトのフィルターを通して加湿を行う気化式に改めて安定的な湿度
管理が行えるようになりました。また、制御を行う監視盤も従来ボイラー室だ
けにあったものを事務室にも配置をいたしまして、館内の空調の状況の把握が
容易になったという効果が出ました。この改修工事を経たことで、常設展示室
だけではなく、日本画も保管してございます収蔵庫においても最適な空調管理
が行える環境になりました。
続いて、ロビーサッシでございしますが、場所は西側正面玄関に沿ってカーブが
ついた大きなロビーのガラスです。昨年発生いたしました東日本大震災におい

てひびが入ったということで、このガラス5枚を交換したものです。
以上です。

木村副館長

私のほうからは、清水委員さんの11番目の質問と13番目の質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、11番目の質問、図書館の移転効果ということでございますけれども、こちらにつきましては委員さんのおっしゃっているとおり、中高校生、非常に多くご利用いただいております。これにつきましては、まさに放課後の学生の受け皿というふうになっているものと私どもも評価をしております。また、このほかに中高齢の男性の方あるいは平日の昼間でも子供連れのお母様、こういった方の利用ということで、非常に利用の層というのが幅広くございまして、また、この利用及び貸し出し冊数、こういったものが大幅に伸びているということにつきましても、これは積極的なテーマ展示あるいはこれに伴って図書と関連情報の提供ということによって伸びているというふうに分析をございまして、これにつきましても市民の読書機会の拡大ということに寄与しているものというふうに考えております。また、そのほかにも街なか情報コーナーの設置、電気絵展示ということでの街なか連携事業、そのほか行政連携といたしまして行政情報コーナーや各関係課との連携展示、あるいは國學院大學北海道短期大学部との連携協定というようなことでの大学連携、またこういった事業の展開によりまして図書以外の情報につきましても発信をいたしてございまして、図書にとどまらないさまざまな情報の拠点というふうに機能しているということを考えてございまして、また、図書館の利用者がふえているということにつきましても、街なかのにぎわい創出にもつながっているというふうに私ども考えております。

また、13番目のセキュリティー対策ということでございますけれども、セキュリティーの確保ということは非常に重要であるというふうに私どもも認識をございまして、図書館以外の職員が退庁する平日の午後5時15分から午後7時まで図書館延長開館をございまして、また土日、庁舎の閉庁ということで、この対策といたしまして1階のロビー部分と業務スペースを仕切るために横引きタイプのシャッターを設置をございまして、また、西側のエレベーターにつきましては、車椅子対応の1基のみを運行いたしまして、ここにございましてはこの当該時間帯に1階、2階だけとまるというような設定をいたしてございまして、また、さらに西側の階段室につきましても当該時間帯は1、2階、ロビーと図書館、ここを除き施錠を行ってございまして、結果的に東側の当直側からしか当該時間帯においては出入りができないということにございまして、また、図書館内におきましては東側に出入り口がございまして、ここは職員専用といたしまして、常時施錠をございまして、さらに、開閉センサーを設置いたしまして、予期しないドアの開閉があった場合には直ちにカウンターでこれを察知することができるということにございまして、これらによりまして十分なセキュリティーの確保を行ってございまして、私からは以上でございまして。

深村主査

12番の図書の選定等について回答させていただきたいと思っております。

まず、1つ目、どのような特色ある図書選定結果となったかという点です。大きく分けて2つございまして、1つ目は基本となる図書と専門分野の図書の更新を図ったということ。それと、もう一つについては、新図書館で重点化する

分野の図書を積極的に選定をしたという点でございます。

まず、基本となる図書については、百科事典や各種の辞典、参考図書と言われるたぐいのものをそろえました。専門分野の図書については、機械工学、心理学、コンピューター、旅行ガイドなど、ふだんなかなか更新が図れなかった分野について新図書館に向けての魅力アップにつなげたということでございます。また、重点分野としましては、医学、ビジネス誌、農業関係を充実させました。また、郷土の資料としまして、滝川の特徴となる事柄についてより深く掘り下げて調べられるように特色となるテーマを幾つか定めさせていただきました。従来の収集範疇を拡大して網羅的に地域の歴史や文化を継承する資料の収集も行いました。テーマについては、そらふちキッズキャンプ、菜の花、白鵬関などでございます。また、ニーズの高い新聞や雑誌の種類を旧図書館と比較して倍にふやしました。こちらについてもこの図書購入費の中で選定をさせていただいております。

2番目に、例として最も高価な全集ということですが、こちらについては現在日本で作られている唯一の紙媒体の世界百科事典、平凡社の世界大百科事典全34巻、金額は28万3,500円となっております。こちらが一番高価な全集となっております。

3番目に、また選定者として職員以外の助言を受けたかという点でございますが、こちらについては個別の図書の選定については選任資格である司書を中心としました図書館職員で行いましたが、新図書館の特色づけを決定する際には平成22年度の図書館活用向上調査事業で実施いたしました市民及び利用者のアンケートの結果を踏まえた選定とさせていただきました。

以上でございます。

竹谷課長

清水委員さんの14番、15番、16番の質問に対して回答させていただきます。

まず、1点目の14番につきまして、体育センターの指定管理の中で損害賠償責任が生ずる関係のご質問でございますが、先ほど文化センター費でのご質問の答弁にもありましたが、全国市長会の市民総合賠償責任保険に加入をさせていただきます。さらに、指定管理者の責任である事項に対しましては、指定管理者が別に総合賠償責任保険というものにも加入をして対応してございます。

続きまして、15番目の質問でございます。私どもの管理しているパークゴルフ場は、ここに3カ所と書いてございますが、2カ所の空知川の河川敷のパークゴルフ場と西公園のパークゴルフ場でございますが、まず空知川の河川敷パークゴルフ場につきましては指定管理者が整備する施設のため補助金の支出を行う予定は今考えてございません。また、空知川パークゴルフ場の同好会から平成23年度の整備要望につきましては、整備用の土を4トンとカップのリングの溶接をしてほしいという2点がございまして、土につきましては8トン補充をいたしましたし、カップのリングの溶接を実施してございます。

16番目の西公園のパークゴルフ場でございますが、滝川パークゴルフ協会から23年度の要望につきましては公認コースの認定取得のみでございました。これにつきましては、平成23年度に更新を図ってございます。また、補助金という手数料になりますが、管理手数料につきましては、各スポーツ団体の管理手数料が以前行政改革で補助金を一律2分の1にしたときから現在の金額になっており、西公園のパークゴルフ場についても同じでございます。また、池の前公園のパークゴルフ場につきましては、130万円ということでご質問がございま

したが、確認をしましたところ約110万円支出しているということで聞いてございます。この企業とスポーツ団体との管理の仕方が違うので一概に比較は難しいのかなというふうに考えてございますが、23年度の西公園のパークゴルフ場につきましては会員の作業、年間延べ約635人というふうに聞いてございます。大変整備をきちんとしていただいておりますことに感謝をしております。以上でございます。

吉川課長

質問の最後にあります健康センターの事務概要165ページに関する点で、まず掛金でございます。小中学校におきましては945円を市が負担いたしまして、そのうちの460円が保護者負担となっているところです。なお、要保護、準要保護の世帯についての保護者負担はございません。高等学校につきましては、掛金1,865円に対しまして、保護者負担は1,650円というところになっております。それから、次の給付状況の中で23年度の一番大きかった点につきましては、中学校の陸上記録会の際のけがで最高額は24万6,223円の給付があったところです。以上です。

清 水

まず、先ほどの質問でいうと4点目と5点目の小中高の施設改修の判断基準についてなのですが、どれも緊急にやったということでほっとしたところですが、ただ、今挙げたのはやったけれども、緊急性があったが、やらなかったというものが残っていればお伺いをしたいと思います。

文化センターの利用で吹奏楽の練習でふえたというのは、たしか何か料金だとか変えて効果が出たというようなことだと思うのですが、ちょっと確認の意味でお伺いしておきます。簡単でいいです。

それと、指定管理者の補償についてなのですが、要するにどんなに指定管理者の責任があっても100パーセント補償されると。金額が1人1億円というのはどうかとちょっと思ったのです。芦別高校の事件が今1億3,400万円までいっていますので、ちょっと1億円で大丈夫かなということは感じたのですが、やっぱりああいう密室でほぼ満員でとなると、いろんな事故が起き得ると。例として適切かどうかわかりませんが、明石市でしたか、歩道橋の上でかなりの方が亡くなったと、あそこまでのことは起きないと思うのだけれども、そういう意味で十分と考えているか、もう少しやっぱり必要なかということでお伺いしたいと思います。

それと、図書館のセキュリティーについて1点、中に結果として入ってしまったと。そうしたら、小中学校には赤外線センサーで赤外線が当たると四方八方にブツと鳴るといふものがあるのです。それは庁舎に、もともとついているということなのか、それはないのかということをお伺いします。

パークゴルフ場については、補助金が2分の1になったことが原因だということとはよくわかりました。これは意見の中で述べさせていただきますが、そのこととは違って、やはり指定管理でやっている池の前パークゴルフ場は、あそこは18ホールで狭いのです。それに対して西公園は27ホールで広いし、林間コースはあるし、水はけは悪いし、空知川についてはもっともっと広いし、水はないしということで、管理条件は全く西だとか空知川のほうが悪いにもかかわらず、ちゃんと人数も把握している。指定管理者が管理しているほうは人数も把握していないということですから、ここは整合性をとるといふことが、狭い滝川市の話ですから、3カ所しかお金出していないのに、3カ所ではばらばらの基準で市のお金が出ているということはちょっと問題だなというふうに思うので、

お考えを伺いたいと思います。

最後ですが、165ページのスポーツ振興センターの保険なのですが、これはお金が給付されるということ、それはそれでいいのですが、もう一面あるのです。事故の原因が何だったのかということが議会に報告されないのです。件数として271件ありながら、結局これは議会での議決が要らない保険だということで、そうだと思うのですが、責任が明らかに学校にあるということばかりか、なくても出るわけでしょう。だけれども、明らかに学校にあるという場合は、やはり議会に報告してこういう点を改善しなければならないのだというようなことが必要ではないのかなと思いますので、ちょっと伺います。

それと、同じことなのだけれども、さっき全国市長会の保険と言っていました。指定管理施設で事故が起きた場合も、これは議会での議決が必要だという要件なのかどうか。

以上です。

茶木主査

ご質問4点目の修繕、設備改修についての再質問についてお答えいたします。23年度において児童生徒の安全性を脅かすようなもので修繕を先送りしたものはございません。

以上です。

赤松事務長

今のご質問、西高における修繕で緊急性があるもので残しているものはありません。

以上です。

吉住副主幹

文化センターの利用についてお答えいたします。

指定管理者でありますNPO空知文化工房さんが市内の学校に対しまして、1回分の本番の利用料金の免除をしているというような、そういった制度もございまして、最近では市内の吹奏学部の利用が非常にふえております。昨今非常に吹奏学部の活動が盛んで目覚ましい活動をしておりますけれども、こうした十分な練習会場の環境が整っているという結果ではないかと思えます。

また、札幌では非常に練習会場の確保が困難となっております。このところ札幌の高等学校あるいは大学が文化センターを使って練習をしているというようなこともございまして、今後こういった滝川市外からの練習会場としての文化センターの利用というものが今後もさらにふえていくというふうに考えております。

以上です。

竹谷課長

同じく文化センター費の保険の関係でございしますが、この1人1億円で大丈夫かということでございます。ただ、一般的な考え方でいまして1億円が妥当だろうと。ただ、先ほど出ましたような大きな事故では当然これは不足をするものではないかなというふうに考えてございます。

以上です。

木村副館長

セキュリティーにかかわりまして赤外線センサーを庁舎にということでございますけれども、これについてはもともと庁舎にはついてございません。ただし、横引きの1階のシャッターにつきましては施錠を行っておりますので、物理的に執務スペースに侵入することはできないということでございますし、東側のところにつきましては従来どおりのセキュリティーということで、当直のところを通らないと庁舎に入ることができない。当直でお名前を書いていただくというような形になっておりますので、図書館が移転する以前と同様のセキュリ

ティーが確保されているというふうに考えてございます。
以上です。

竹谷課長

パークゴルフ場の関係でございますが、池の前の公園のパークゴルフ場、さらにはご指摘のありました西公園、さらには空知河川敷でございますが、やはり公園の中、さらには河川敷にある自然の中のパークゴルフ場ということで前にも答弁させていただいたと思いますが、こういうところは水はけが悪いとかという条件を踏まえて管理をしていただいているというふうに考えておりますので、若干仕方ない部分はあるのかなというふうに考えてございます。

以上です。

吉川課長

健康センターの災害に関してのご質問ですけれども、まず学校に責任がある場合の報告ということでございますけれども、165ページに登載している災害は子供同士の場合もありますし、不慮の事故、スポーツとかいろいろさまざまな教育活動でのけが等が中心であります。学校に責任があるという場合に関しましては、これは教職員の過失なんかも含まれると思いますけれども、その場合は損害賠償の保険に別途入っておりますから、そのような事例が発生した場合には通常の損害賠償の案件として示談した中身については議会の報告要件に入っておりますので、その方向性のものについてはその場をかりて報告させていただくということで進めたいと思っています。

竹谷課長

済みません。先ほど山口委員さんのご質問の答弁でちょっと1つ訂正をさせていただきたいのですけれども、よろしいでしょうか。

滝川サッカー協会の補助金の関係で全国大会のための整備ということでお話ししましたが、全道大会のための会場整備ということで、全道大会ということで訂正をいただきたいと思います。

以上です。

委員長

ほかに質疑はございませんか。

(なしの声あり)

委員長

ないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

以上で、教育費の質疑を終結いたします。

この辺で昼食休憩にしたいと思います。

休 憩 11:34

再 開 13:00

委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

歳入

委員長

歳入の説明を求めます。総務部長。

山崎部長

(歳入について説明する。)

委員長

説明が終わりました。

清 水

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

まず、歳入全体ということでお伺いしたいと思います。その前に、件数は11件になります。

1点目、地方自治法第231条の3で「分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない」となっておりますが、この規定の例外はあるでしょうか。

2点目、同3項で「普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第1項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる」が、滝川市が滞納処分対象にした分担金、加入金、過料または法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入は具体的に何々か。

3点目、収入率が19年度から23年度の間、総計では87.7パーセントから87.8パーセントでほぼ変化がありません。これは、決算審査意見書の23ページです。逆に言えば、市民、事業所の収入と資産が悪化している中で徴収の強化がされていると考えてよいと思われまます。そこで、1点目、徴収業務の時間帯について休日、夜間はどの程度行っているか。2点目、暴力団員と一緒に述べた市民がいます。そのように受けとめられては問題です。市側には差し押さえなどの権利があるのですから、言葉遣いや進め方に職員の教育指導不足はないのでしょうか。

4点目、自主財源が19年度との比較で45.4パーセントから36.6パーセントへと8.8パーセント、金額で92億9,529万9,542円から80億5,547万8,117円へと12億3,982万円減少しています。しかし、実際には市税が2億1,888万円、分担金、負担金が3,846万円、使用料、手数料が1億3,779万円で、合計3億9,513万円の減が問題だと考えます。そこで、まず1点目、使用料、手数料減の内容の特徴は。2点目、分担金、負担金の内容の特徴は。3点目、指定管理者の収入に振りかわったというのは平成18年でしたか、指定管理前との比較ということになります。

5点目は、地方交付税についてお伺いをいたします。まず、普通交付税ですが、基準財政需要額、収入額、交付決定額が示されておりますが、基準財政需要額の主な内訳を款項別あるいは除外雪や生活保護、教育など、どのような形で結構です。示していただきたいと思ひます。

6点目、特別交付税についても、これは内容指定の交付税ですから、内訳をお示しください。

7点目、震災復興特別交付税については、中・北空知廃棄物処理広域連合に同額支出され、焼却炉の建設費に使用されました。しかし、原資は復興費用19兆円の一部であり、10兆円は所得税を25年間、納税額に2.1パーセント上乗せ、個人住民税を10年間一律で年間1,000円など、国民の生活を削るものです。滝川市はもらったままでいいのかが滝川市を含む5市9町に問われているのではないのでしょうか、伺ひます。

8点目、平成23年度における子ども手当の支給額に関する特別措置法に基づき特別徴収したとすれば何人分、合計金額も伺ひます。

9点目、同じく保育料について、現年度分も1年間以上支払いがない場合は特別徴収できますが、その予定で進めたということか。また、その世帯数と金額の見込みについて伺ひます。

10点目、育英事業貸付金償還金収入、収入率49.7パーセントですが、貸付金額残高と人数、あと何年の予定か。

最後、ふるさと納税についてはどこかに記載されていると考えて探したのですが、探し切れませんでした。何件で金額はということ聞きたいのですが、掲載

されているという話を聞きましたので、それをお示ししていただければ結構です。

以上です。

高橋課長

清水委員さんの1番目、2番目のご質問についてお答えをしたいと思います。まず、地方自治法第231条の3第1項の督促についてでございますけれども、分担金、加入金、手数料及びその他の地方公共団体の歳入に関する督促について例外があるのかということでございますけれども、例外等の規定についてはないというふうに考えております。

それから、2番目、地方自治法第231条の3第3項に規定する分担金、加入金、過料または法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入について滞納処分の対象にしたものがあるかということでございますが、平成23年度一般会計決算においてこれらの該当するものはございません。

以上でございます。

庄野主査

質問の8番目と9番目につきましてお答えします。

まず、8番目の子ども手当からの学校給食費等の徴収であります。こちらにつきましては12人の保護者からで、金額は44万1,057円でございます。

続きまして、9番目の保育料についての特別徴収についてであります。保育料、子ども手当からの特別徴収につきましては、毎月の督促状の送付ですとか電話や文書による催告などを行っているにもかかわらず、入所以来ほとんど自主納付がなく、しかも何カ月も滞納繰り越しまで発生している状況にあって、今後も納付がほとんど見込まれないという場合、最終的な手段として手当から特別徴収を行っております。23年度特別徴収しました世帯数は4件で、金額は8万5,750円であります。

以上であります。

越前副主幹

先ほどの清水委員の3つ目の質問なのですが、原則徴収業務の時間帯については就業時間内で行っておりまして、夜間徴収は行っておりません。しかし、年末納税推進強調月間や年度末においては、平日や日中に相談等にお越しになることができない市民の方のために夜間、休日納税相談窓口を開設するとともに、またそのような方のために適宜夜間徴収を行っており、時間帯については午後8時までとしております。平成23年度実績といたしまして、夜間窓口の開設については12月7日、8日、3月6日、7日に行っており、休日窓口については12月11日の午前10時から午後3時まで開設いたしました。

以上です。

鎌田課長

関連のご質問ですので、続けてお答えしたいと思います。

当課の職員なのでしょうか、ある住民の方に適当な表現ではない形で表現されたというようなことがあったということですが、ご指摘のとおり我々徴税吏員に関しましては、質問検査権等を初めとさまざまな権限が与えられております。非常に強力な権限であるということ十分に認識しております。ですから、徴税吏員としてそういった権限を用いるに当たっての資質向上、スキルアップについては、徴収のための技術、知識の向上ということに偏ったものではなく、職場内、先輩、上司等からというようなことの研修を通じて、例えば身だしなみであるとか話し方、接し方等についても教育指導ということを行ってきているところです。それでも残念ながらご質問でご指摘のような表現を担当職員がされたということがあるとすれば大変残念なことでありますから、

そのような誤解を受けるような態度、早急に改善しなければならないことと考えます。現状の教育指導に不足はないかのご指摘については、さきに述べたような職場内研修等をさらに今後も充実させますので、我々の態度、言動等で誤解を与えないような業務を行うように努力していきますので、その点ご理解いただきたいと思います。

以上です。

高橋課長

清水委員さんの4番目のご質問でございますが、使用料、手数料の平成19年度との比較、それから分担金、負担金の平成19年度の比較ということでございますが、まず使用料、手数料における19年度との比較で主なものでございますが、まず高校授業料でございます。これについては、平成22年度に国庫が負担するということが、8,538万2,000円が19年度に比べて23年度決算で減ということになっております。それから、続きまして幼稚園における保育料ですが、これにつきましては幼稚園の廃止ということでございまして、682万9,000円の減ということになっております。それから、ごみ処理手数料につきましては、ごみの減量化等を進めているということから、752万4,000円の減ということでございまして、使用料、手数料の主なものはこの3点でございます。

それから、分担金、負担金でございますけれども、これの主なものといたしましては養護老人ホーム措置費負担金でございます。これについては、利用者の減ということで1,444万8,000円の減ということでございます。それから、保育料の、これが保育料の10パーセント引き下げと保育人数の減ということで1,691万9,000円の減ということになっております。

それから、最後に指定管理者の収入に振りかわった分ということでございますが、これについては平成19年度との比較で1,074万6,000円が指定管理者の収入に振りかわった分というふうに捉えております。

以上でございます。

万年主査

私のほうからは、5番目と6番目のほうにお答えさせていただきたいと思っております。

まず、5番目、普通交付税の基準財政需要額に算入されているものの内訳です。主なものといたしまして、道路橋梁費や公園費など土木費といたしまして20億699万7,000円、次小学校費、中学校費、高校費など教育費総体といたしまして18億4,150万4,000円、そして生活保護費といたしまして3億4,586万5,000円、社会福祉費といたしまして11億1,375万円などとなっております。

続きまして、特別交付税の内訳、主なものですが、特別交付税に関しましては12月交付と3月交付とございます。12月交付にいたしましては、算出内訳が示されているのですけれども、3月に関しましては内訳は示されておりません。

12月に関しまして主なものといたしまして、病院経費9,376万4,000円、そして軽費老人ホーム4,514万1,000円などといたしまして、1億8,689万1,000円、これが12月交付となっております。3月分の交付といたしましては、主なものといたしまして農地・水・環境経費ですとか、あと一番大きなものは除雪、これは特殊事情等を考慮いたしまして、合計で5億3,259万6,000円となっております。

以上です。

原田主査

私のほうからふるさと納税についてお答えしたいと思います。

平成23年度のふるさと納税の総額は、寄附者件数60件、取り組み事業件数は67

件となりまして、総額685万5,500円でございます。なお、18款の寄附金のほうの歳入に入りまして、内訳につきましては委員さん方に配っております決算委員会資料のほうに載せておりますので、よろしく願いいたします。

松澤主査

10番目の質問についてお答えさせていただきます。

貸付金残高、人数、あと何年の予定かということですが、貸付金残高の終了は平成29年度償還終了の予定となっております。残高につきましては、3,304万1,000円となっております。人数につきましては、92名となっております。以上です。

高橋課長

清水委員さんの7番目の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

震災復興特別交付税でございますが、これは3月議会で補正予算をさせていただいた部分でございますが、現在建設中の中・北空知廃棄物処理広域連合が建設しております焼却場、この部分は循環型社会推進交付金を受けて今建設しておりますが、これの起債分が震災復興特別交付税の対象ということになりました。これの基本的な考え方としては、震災廃棄物の受け入れの検討を進めるということの中で対象とされてきているものでありまして、国の制度上交付をされているものと考えております。

以上でございます。

清 水

まず、震災復興特別交付税については、そういうふうにもらったのはそれはわかるのです。僕も中・北空知の広域の議員でもあるし、それはもうくどいぐらい聞いてきているわけで、私も直接環境省にも確認をしているし。問題は、その原資が震災復興の19兆円なのだと。ところが、滝川市が交付された3億1,591万円は震災復興に使われないわけでしょう。それでは国民が納得しないよという話を聞いているわけで、今では私は答弁になっていないと思います。要するにことはそう使ったけれども、これから考えるのだということで当然当時歳出をしたのかということをお聞きをしているのです。それとも全くそんなこと考えないのだと、もうもらったものはもらったものなのだと。震災復興の19兆円の中であろうが何であろうが全く関係ないということであれば、そのようにお答えをいただきたい。

基準財政需要額については、やはり土木費で20億円入っているということで、これは歳出に見合うものが出ているということは確認できると思うのですが、生活保護に関してはちょっと私も勉強不足で、かつて措置費の時代は国庫支出金に4分の3出ていたと思って探したのだけれども、ちょっとどの部分かわかりませんので、国庫支出金の分が幾らで、生活保護費の歳出と比較してプラ・マイ幾らになるということをお聞きをしたいと思います。

最後、育英金についてなのですが、49.7パーセントというのは非常に残念な結果だと。ただ、全国的な課題になっていて、日本育英会なんかも同じ状況なのです。同じというか似たような。ちょっとお聞きをしたいのは、滝川市のこの制度は、いわゆる連帯保証人制度ではなかったということを確認したいと思います。また、要因についてもあわせて伺っておきます。

以上です。

庄野部長

清水委員の震災復興特別交付税の関係でございますけれども、この取り組みは中・北空知廃棄物処理広域連合、こちらのほうでの取り進めということでございますけれども、4月の時点で広域連合のほうでは災害廃棄物の受け入れ検討に関する今後の進め方という方向を決定しております。そういう要請があれば、

当然のことながら検討していこうということでの取り決めをされているところでございます。ただ、施設はまだできていないということでございますので、現段階で物理的に受け入れるということになっていないわけでございますけれども、そういう要請があれば検討していくということを広域連合としては確認をしているところでございます。

以上です。

中川課長

10番目の清水委員さんからの再度のご質問でございますが、まずこの貸付金には連帯保証人がついてございます。それと、収入率49.7についての支払いといえますか、返済が滞っている部分が確かにございまして、これは厳しい経済情勢がずっと続いているということもございまして、また最近の就職難ということの要因もあるかというふうに思っております。支払いの遅延あるいは分割納付ということでご相談に乗っておくれている部分が影響しているものと考えております。

以上です。

万年主査

生活保護費に関してですけれども、生活保護費、歳出が141ページの12億7,422万4,988円に対しまして、職員費が13億4,132万4,034円、それに対しまして歳入として55ページ、国庫支出金、民生費負担金の中の9億6,102万7,432円、そして63ページ、道支出金の中の一番下、9,330万4,098円、これが歳入となっております。これらを差し引いたものに対しまして、先ほどの交付税の基準財政需要額といたしまして3億4,586万5,000円、これが算入されているということになります。

以上です。

清 水

まず、生活保護費については、歳出が職員費を入れて13億円余りと。歳入が、これを足すと約14億円ぐらいですね。だから、歳入のほうが多いよということで確認ができましたので、これについては結構です。

奨学金については、要は連帯保証人の方にも請求はしているけれども、それでも49.7パーセントだという実態がよくわかるのですが、本当に厳しい状況だということはわかりました。今後、そうしたら一定の段階にいわゆる調停裁判ということの段階に入っていくものも出てくるということを確認をしたいと思えます。

震災復興については、広域連合待ちというご答弁ですので、それは震災復興に関係することですから、私の質疑の筋に通ったご答弁ですので。ただ、情勢的に言うと、いわゆる可燃廃棄物系はもう広域は要らないと、必要なしみたいな、何かそういう報道もあったりするので、やはりこの3億円についてはそういう受け入れとかができないという状況がもしあれば、やはり別の形、例えば今一番急がれている人材派遣ですね、こういったところ等に振り向けるのだと。要するに23年度で歳入したこのお金は、最終的にはやはり必ず震災復興に結びつけるのだということでの考えはきちんとあるのか、そこを確認をしたいと思えます。

中川課長

奨学金の収入率の関係でご質問いただいたのですが、私ども学校教育課のほうでこの奨学金の返済については、催告等の手続について8段階の段階を定めて今やっているところでございまして、その8段階目に至ることになれば法的措置ということになるかと思えます。ただ、我々としては今まだ返済の意思のある方、全くない方というのはいらっしやらないので、粘り強くそうい

った支払いを、返済を促すような段階、今第2段階までやらさせていただいてありますが、そういったことが見込めない、通常の支払い催告では望めないという判断になれば、そういった最終的な手段ということを選ばざるを得ないというふうに考えております。

以上です。

庄野部長

人材派遣等のほうにもというお話でございますけれども、広域連合はあくまでも廃棄物の処理ということで作業を進めておりますので、さらに要請があれば廃棄物の受け入れについては適切に対応していくということになるかと思いますが、広域連合というこの立場で人材派遣あるいはさまざまな要請に応えていくというところまでの検討ということにはなかなかできない問題かなというふうに思っています。あとは、各構成市町さん、それぞれいろんな取り組みをされておりますので、そちらのほうの活動、行動にまた委ねる部分もあるのではないかなというふうに思っております。

清 水

部長が言われたようにお金が動いているかといったら、そうでないのです。復興予算からの3億1,500万円が入って、本来なら一般財源から出す3億1,500万円がこの復興からの原資に振りかわったのです。だから、お金は滝川市の金庫の中にあるのです。このお金をどうするのですかという質問ですから、ちょっと今ではないのです。広域連合がどうのこうのという話では全然ないのです。滝川市にお金があるのです。振りかわったのだから。

委員 長

暫時休憩します。

休 憩 13:42

再 開 13:44

委員 長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁願います。

庄野部長

交付税という形で支出しておりますので、起債対応の分があるのではないかなという形になるのかなと思うのですけれども、循環型社会形成推進交付金というのがもともとの事業、それによって交付税が交付されたということになるわけですが、その辺の取り扱いについては環境省が今後検討していく課題になるかなと私も思っておりますので、その国あるいは道の動向というものも注視をしていかなくはいけないだろうと、返還とか、そういうような状況の動き、情報というのはきちっと把握をして、そういう形になれば対応していくというようなことは出てくるだろうというふうに思っております。

清 水

納得いく答弁が出なければ留保したいと思っておりますけれども、部長が言ったのは、何か返還の話が国として出てくるということですか。そんなことは一切あり得ないのです。国はもう全く検討さえすれば、あと何もしなくてもいいよと。そういうときに斜里町は返したのです、受け取れないと言って。だから、これはもう一切国から返してくれなんていう話は100パーセントならない話なのです。あとは滝川市が19兆円のうちの3億1,500万円を何もしないのにいただいてしまったということに対する自主的な考え方だけの問題なのです。だから、当時そういう歳出をしたけれども、それをどうするのだということについては、当然この決算というのは含んでいるのです。そういう点で、もう全く終わってしまったことなのだと考えておられるのか。もちろん広域連合の4月待ちだということはあるのだけれども、その微妙な情勢の中でやはり考える必要があるのではないかなということをお聞きしているので、もうその考えはないのだと、広域

連合でやらなかったら、もうそれはそれで終わりだということなのかを伺いたいと思います。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 13:47

再 開 13:52

委員長

休憩前に引き続き会議を再開します。

答弁をお願いします。

庄野部長

適切な答弁をしているつもりでございますけれども、申しわけございませんが、最初にも申し上げましたように、あるいは議会の中でも委員会の中でもご説明をさせていただいてきているのかなと思うのですが、広域連合で取り組んでいる災害廃棄物の交付金の関係につきましては、受け入れについて検討を行い、その結果受け入れをすることができなくても問題がないという確認の上で、広域連合としてはこの事業に取り組み、交付金、交付税がそれぞれの構成市町に交付されることになったということでございます。決して災害廃棄物の受け入れをしないというようなことではなくて、先ほども申し上げましたように災害廃棄物の受け入れについては検討していくという方向は確認をされております。広域連合としては確認されておりますので、そういう話があれば広域連合としてどのような形で受け入れていけるのか、そういうことは検討することになっております。現在国、道から新たな要請が出ているということはございませんけれども、要請があれば適切に対応していくということになってございますので、そういう状況が出ればこの交付金、交付税を活用して適正な取り組みがなされるものと、広域連合として協議されるものということでございます。

委員長

答弁終わりました。ほかに質疑ございますか。

木 下

私のほうから2件ほど質問させていただきます。

まず、31ページ、固定資産税の滞納繰り越し分、約3億円近く調定額あるにもかかわらず、3,100万円ほどしか収納されていないのですけれども、約1割に満たない、9.5%しか納付がされていないのですが、何を優先しているのか、滞納の場合は国税を優先なのか、優先順位を教えてくださいと、あと分割納付の相談とかいろいろな努力をしていると思うのですけれども、その関係についても具体的に聞かせてもらうことと、示していただけるのであれば一番大きな滞納の金額を教えてくださいと思います。

それと、2点目は、雑入の関係です。雑入の中でその他の収入9,777万4,624円、これはもろもろの積み重ねでこの9,700万円になったのか、それとも大きな主なものがあるのなら二、三件上げていただきたいと思っております。この2点でございます。

高橋課長

88ページ、雑入でございますけれども、この9,777万円の主な内訳ということでございますが、大きいものとしたしましては水道企業団退職手当負担金が1,049万6,000円、それから介護保険特会、介護サービス事業勘定より起債償還負担金が1,088万6,000円、それからあと消防等一部事務組合会計事務負担金が550万7,000円、中・北空知廃棄物処理広域連合派遣職員人件費及び健康診断負担金が864万9,000円というような状況でございます。

以上でございます。

鎌田課長

固定資産税に絡めてといいますか、滞納繰り越し分の優先徴収しているものはあるのかというようなご質問ということでよろしいですか。

木 下
鎌田課長

はい。

現年度課税分につきましては、何度かお答えしたことがあるのですが、国民健康保険税を優先して集めているのだというようなこととお話ししていると思います。次に固定資産税の現年度分というようなことで手続きしているのですが、滞納繰り越し分につきましては個々の滞納されている方の実情等を勘案しまして、どの部分を一番優先的に徴収すればいいのかということは個々に判断しておりますので、この順番でということは滞納繰り越し分についてはございません。まず1点目です。

それと、分割納付の手続きということでしたけれども、例えば滞納処分等々を行う前に納税相談ということを行っているのだということでご答弁させていただいているところなのですが、その相談の中で納税者の皆様からの申し入れによりまして、いわゆる徴収金を納期限どおりに支払えないのだというようなもの、またもう既に滞納となっているのだというような徴収金、これは一度に支払えないのだというような場合に、いわゆる徴収手続を緩和するというようなことの方から徴収金額を適宜分割したり、または納付すべき期間を別途定めたりというようなことを行っております。これが分割納付の手続きというようなことであります。

以上でございます。

木 下
鎌田課長

一番大きな金額、示せたら示していただきたいと思います。

今のご質問につきましても、これまでもお答えしていることと変わりません。そういったことをお答えすることによって、特定の滞納されている方というようなことを推察したりというようなことがあっては困りますので、そのようなご質問にはお答えしていないということでございます。

以上です。

委員 長
大 谷

ほかに質疑はございますか。

清水委員、木下委員についてもいずれも滞納繰り越し分について質問されております。これを見ても、やはり誰が見ても本当に大変だなと思うわけですが、先ほどの清水委員の質問の答弁の中でいろんな取り組みが話されました。夜間、休日窓口だとか特別徴収期間を設けるだとかということでしたが、時間外はそういうときにはやっているけれども、そのほかについては行っていないということなのですね。払う気のある人は相談に訪れたり、そういう期間を利用して行くと思うのだけれども、全然その気のない人についてはそういった期間を外せば、会わないで済めば、督促も見ないで積んでおけば、それなりに経過していくということがあるのではないかな。そういったケースというのは、どのくらいあるものか。そして、そういう人についてはどのような指導されているのかということが1点目。

次、2点目ですが、69ページなのですが、福祉・介護人材処遇改善事業交付金が入っているわけですが、具体的にはその交付金によってどういった処遇改善が図られたのか質問します。

鎌田課長

先ほど清水委員さんからのご質問にちょっと説明不足の点があったのかもしれませんが、夜間、休日等の訪問につきましては、もちろんこれにつきましてもご相談いただけていないというような方たちも対象に我々お邪魔することがございます。ですから、その期間だけやるということではなく、随時必要があるのだとこちらのほうで判断したときには、そのような今ご質問に合ったような目

的でご訪問させていただいているということが1点ございます。

それと、結果的にそういった方たちが督促状等も見ずに、訪問等をしたとしても我々と接触することができなかったというようなことで、最終的に、いわゆる滞納処分みたいなものが免れるのではないかなというようなご質問ですけれども、究極的には、これもお話ししていることですが、納期限までに市税を納めない方、納期限後20日以内に督促状を発しまして、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその徴収金を納めなければ、財産を差し押さえなければならないのだというようなことが究極的には税法上定められているわけですから、我々はそういった何の接触もとれなかった実情がわからないというような方たちに対しましても、認められた範囲内で調査といたしまして、もちろんそういった方たちが納税することが可能な資産等を保有していれば滞納処分というようなことで徴収金を確保するということでありますから、いわゆる逃げ得みたいな形はないように我々としてはやっているということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

申しわけございません。1つお答えしていない部分がありました。件数については、残念ながら把握しておりません。そういった位置づけではなく、最終的には徴収に至っていない方たちという位置づけしか我々はしておりませんので、そういった方たちに一樣に同じような手続をとるように努力しておりますので、その点ご理解いただきたいと思います。

以上です。

委員長 まだ1つ残っていますね。もう一回、大谷委員のほうから再度質疑してください。

大谷 69ページなのですが、福祉・介護人材処遇改善事業交付金というのが入っているわけですが、その交付金は具体的にどのように使われたのか、どの項目に入っているのかがわかれば教えてください。

国嶋課長 ただいまの交付金ですが、滝川市の更生園、新生園の部分であります。前年度比の収入に対しまして少ない施設を対象として時限、2年間の限定ではございますが、賃金ベースの確保分として市が交付金という形で受けております。民間の事業所さんであれば、この交付金については直接受けております。

以上です。

大谷 今回の件はわかりました。

先ほどの件数までわからなくても、そういう事例があるのかどうかだけお聞きします。

鎌田課長 そういったケースがあるのかということですが、未納のある方皆さんに対して認められた範囲内で調査をいたしまして、差し押さえが可能、滞納処分が可能であるという方たちには滞納処分という手続をとりますので、そうではない方たちというのは、例えば資産が見つからないだとか、調査した結果、接触はできていないけれども、生活が非常に厳しい状況であるということが、例えば表見上わかるだとかというようなことになりますと、それは当然処分の対象から外れますから、そういった意味ではそういう方たちがいるということでご理解いただけたらなと思います。

委員長 答弁終わりました。

ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

委員長 ないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長 以上で歳入の質疑を終結いたします。

本日まで3日間質疑を行ってきましたが、総括質疑への留保は、固定資産税、都市計画税の滞納で連帯納税義務者がいる場合、連帯納税義務者に滝川市税の滞納者に対する行政サービスの制限に関する基準に係る措置をしているか、していない場合は問題ではないか。問題でないとするなら、その理由は。の1件と確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長 確認いたしました。

これより休憩に入りますが、休憩中に書類審査を行っていただきます。

4月から6月の3か月分の書類を用意していますが、その他の月の書類審査を希望される方は、所管で準備いたしますのでお申し出ください。

それでは暫時休憩します。

休 憩 14:08

再 開 14:40

委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

書類審査

委員長 休憩中に書類審査をしていただきましたが、これに対する質疑はございませんか。

(なしの声あり)

委員長 書類審査の質疑を終結いたします。

総括質疑

委員長 これより市長に対する総括質疑を行います。審査の過程で特に留保された事項に限りまして、ご承知願います。

清 水 固定資産税、都市計画税の滞納で連帯納税義務者がいる場合、連帯納税義務者に滝川市税の滞納者に対する行政サービスの制限に関する基準に係る措置をしているか、していない場合は問題ではないか。問題でないとするなら、その理由についてお伺いいたします。

総括でいろんなご答弁をいただきましたが、明快なご答弁がなく、質疑を留保いたしました。よろしくお願いたします。

市 長 それでは、留保されたご質問に対してお答えをさせていただきたいと思えます。最初でございますけれども、係る措置という問題でございますけれども、滝川市税の滞納者に対する行政サービスの制限に関する基準について、納税を促進するための制限措置として運用しているところでもあります。本基準が定める滞納者全てに対して適正に適用しているところでもあります。

次に、ご指摘の連帯納税義務者に対する措置ですが、納税の告知を行うことにより具体的に納税義務が確定をし、債権、債務関係が有効に成立する中で市税に未納があったときには行政サービスの制限を受けることとなりますので、問題があるとは考えておりません。なお、連帯納税義務者に対する徴収手続については、代表者が滞納し、連帯納税義務者に対し滞納処分が必要であると判断したときにおいて実施しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

清 水 今の市長のご答弁は、代表者が滞納している場合に連帯納税義務者の滞納が確定するのは、具体的に告知行為を改めて連帯納税義務者に行ったときというご答弁で、なおかつその改めての告知行為をする判断をしたときというふうに理解をいたしました。

私が問題にしておりますのは、改めて告知をするというタイミングが非常に遅いのではないかと。この問題については、固定資産税の連帯納税義務というのは滝川市が徴収をしている、賦課をしている市税の中で唯一の制度です。それで、国税の場合も相続税に同じ連帯納税義務がありますが、国税のほうは全国一本ですので、既にシステムとしてこの告知行為がかなり早いタイミングでされるという状況になっています。しかし、市町村における固定資産税の連帯納税義務者に対する改めての告知については、相続税に比べると非常に遅い時期にそれが行われる、あるいはほとんど行われないという実態が私はあるというように考えます。そういう点で、改めての告知ということについて、これまで遅かったけれども、今後は適切に早く行うのだというお考えを市長はお持ちかどうかお伺いをいたしたいと思えます。

市 長 やはり早急に督促を行うべきと、国税に比べれば遅い、また行っていないというご質問でございます。

私は、関係課からお聞きした中では、そんなことはないというふうに思っております。しかし、委員ご指摘のとおりそのように捉えるところがあるとするならば、速やかに処分すべきというご指摘でございますので、現状においても、本当に何度も言いますけれども、遅滞なく手続を行っているというふうに認識しているわけなのですが、今後においてはこれまで以上に研さんを積みまして、さらなる効果的な徴収手続を模索する中で適正かつ効率的に徴収事務を行うように、早急にそのように考えを持っていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

清 水 非常に単刀直入でないご答弁ですが、ただ改善をするお気持ちはあるのだと理解いたしました。

ただ、私はこの問題は滝川市だけの問題ではないというふうに思っています。全国の、今市町村の数が2,000を切るぐらいになっていますが、それぞれがこの問題を抱えているのではないのかなというふうに思いますが、今研さんという言葉も使われましたが、他市町の実態なんかもよく調べていくということが私は必要だなというように思うのですが、改めてその点についてお伺いしたいと思います。

市 長 今委員ご指摘のとおり、研さんを積むということにつきましては、やはりいろんな研さんがあるわけでございます。他市町村の例等々をよく鑑みながら、いろんな情報収集しながら検討してまいりたいと思っておりますので、その辺もあわせてご理解をいただきたいと思います。

以上です。

委員 長 答弁終わりました。

以上をもちまして市長に対する総括質疑を終了し、全ての質疑を終結いたします。

討論

委員 長 これより討論に入ります。

討論順序につきましては、冒頭に決定しておりますとおり、市民クラブ、新政会、公明党、清水委員の順となります。

最初に、市民クラブ代表の方、大谷委員、よろしく申し上げます。

大 谷

それでは、市民クラブを代表して第1決算審査特別委員会に付託されました議案第1号 平成23年度滝川市一般会計歳入歳出決算に対し認定を可とする立場で討論いたします。

初めに、平成23年度は新タッグ計画の最終年の年であり、改革と改善、再生戦略を着実に遂行され、まちの再生と財政の安定に向け全力で取り組んでこられました理事者、職員の皆様に心より敬意を表します。長引く景気の低迷や東日本大震災の影響と厳しい状況の中、地域活性化・きめ細かな交付金や住民生活に光をそそぐ交付金等、国の交付金が適切に使われ、雇用や施設、設備の改善等に有効に活用できたことは高く評価し、以下若干の要望、意見を付して討論いたします。

歳入。1、財源確保のため交付税、国、道の各種補助金などの活用と確保に引き続き努力されたい。2、自主財源となる市税は、前年度と比して1,670万6,000円の減、地方交付税は前年度と比して2億9,441万8,000円の減となりました。未収金は、前年度と比して5,158万8,000円の増となっております。厳しい状況下ではありますが、徴収体制の強化に努め自主財源の確保に努力されたい。

次、歳出。総務費。1、市役所改革や行政改革を図るために職員の交流や視察研修など積極的に行われたい。2、未来へつなぐ市民税1パーセント事業について、利用拡大の努力をされたい。3、そらぶちキッズキャンプに対する支援を引き続き検討されたい。4、男女共同参画の推進に力を入れて取り組まれたい。5、市民とともに進める国際交流となるように検討されたい。

民生費。1、敬老特別乗車証のみでなく、タクシー券の助成など高齢者の交通の確保にも配慮されたい。2、医療費の無料化を小中学生まで拡大するなど子育て支援事業により一層の努力をされたい。

衛生費。1、母子保健事業、歯科保健事業に引き続き努力されたい。2、ごみ回収では、雑紙のほかにトレーとプラスチックについても検討をされたい。

労働費。1、退職者のためのシルバー人材センター活用を力を入れられたい。2、通年雇用促進のために努力されたい。3、各種補助金を利用して失業者の就業に配慮されたい。

農林業費。1、日本一の作付面積を持つ菜種の栽培に力を入れ、安定した経営と実用化に向けた取り組みを強化されたい。2、農業者に対する支援の活用方法をより検討されたい。

商工費。1、丸加山のコスモス栽培に力を入れ、菜種とあわせた花観光事業を大きく展開し、集客を図る努力をされたい。

土木費。1、除排雪については、除排雪組合への指導を徹底し、雪道の安全確保に努力されたい。2、障がい者や高齢者の門口除排雪については特段の配慮をされたい。3、大雪に対処し、交通網の確保に万全を期されたい。

教育費。1、35人以下学級の早期完全実現に一層の努力をされたい。2、学びサポートの時数拡大や有効活用に努力されたい。3、図書館の利用、活用に一層の努力をされたい。4、学校の教育環境整備に力を入れるとともに、備品、消耗品費の増額にも努力されたい。5、パークゴルフ場建設について早急な取り組みをされたい。

最後に、厳しい情勢の中で予算執行に努めてこられました関係職員の皆様に対し心より敬意を表しますとともに、全ての人が健康で安心して暮らせるまち、全ての人が生き生きと生活する活力あるまちづくり、そして世界に誇れる国際田園都市を目指して最善の努力をされますことを要望して、討論いたします。以上です。

委員長
山口

次に、新政会代表の方、山口委員。

新政会を代表し、本委員会に付託されました平成23年度一般会計歳入歳出決算につきまして、その認定を可とする立場で若干の要望、意見を付して討論いたします。

東日本大震災が起き、早急に後処理するべき時期に露見した国の不安定さや厳しい地方財政環境の中、新市長を中心に新タッグ計画最終年として行財政改革を推進し、予算執行に努められたことは市理事者、職員の皆さんに敬意を表します。

以下、款別に要望、意見を付します。

歳入。収入済額が予算対比6億4,705万円の減となり、厳しい状況は変わりません。その中でも市税が予算対比2,201万円増となった徴税努力に敬意を表します。本委員会において固定資産税の徴税方法に関する質疑がありましたが、基本的な立場は市民が払いやすい方法を見つけ、市民目線に立った徴税全体のシステムの構築であり、法律遵守から一歩進んだ英知と努力を求めます。

歳出。1、総務費。市民税1パーセント事業については、認知度は向上してきましたが、より積極的なPR活動を行い、窓口での指導に力を入れ、より多くの市民団体が利用できるよう要望いたします。入札制度は、地域限定方式を基本とし、地場企業の定義を本社、本店にかえ、市内企業の育成を図るべきと考えます。

2、民生費。病後児保育事業は登録数、利用数が低迷しています。一層の周知徹底を求めます。生活保護費について、市職員、民生委員等の巡回の強化を図り、市民の目から見て不公平感を抱かせないような取り組みを要望します。

3、衛生費。予防接種、がん検診などの告知PRは引き続き強化し、接種率、受診率を上げるよう努力すること。

4、労働費。一時的雇用対策ではなく、安定雇用に結びつく事業の展開が図られるよう要望します。

5、農林業費。先送りされている土地改良事業は、予定地区農業者の高齢化など危惧されることから、市においても予定地区の平準化と公平な観点から事業推進に努力すること。

6、商工費。街なか住宅補助制度の利用を促進するための制度変更を検討すること。花観光は、コスモスをやめ、菜の花に絞るべきと考えます。また、江部乙商工会は滝川商工会議所に統合することも検討するように指導するべきと考えます。

7、土木費。住宅改修支援補助は、より使いやすくする努力をすること。市道維持管理を徹底するため見回りを強化し、素早い対応に努めること。

8、教育費。図書館が高評価を上げている間にこれを核とした教育的で市民のオアシスとなる事業展開を求めます。また、各種大会及び合宿誘致のために体育施設の整備を求めます。いじめ対策に終わりはなく、常にアンテナを高く上げ、児童生徒を守るよう求めます。

委員長
副委員長

国の政権が再びかわる可能性が高い中、自立圏構想など周辺自治体との連携を保ちながら強いリーダーシップを持ち、職員とともに一丸となって滝川市政を運営されることを要望して、新政会の討論といたします。

次に、公明党、堀副委員長。

公明党を代表し、本委員会に付託されました平成23年度一般会計歳入歳出決算につきまして、認定を可とする立場で討論いたします。

厳しい財政環境の中での予算執行に当たり、財政健全化に努めていただいた理事者、職員の皆様に敬意を表します。

昨年の大震災以降、防災、減災への国民的意識が高まっております。本市においても、今後の取り組みを強化するとともに、地元業者の活性化を期待します。また、さらなる行財政改革の取り組みを要望して、以下若干の意見を付して討論とします。

歳入。不透明な政局の中、自主財源の確保に努められたい。

歳出。総務費。業務を再点検し、業務改善に努められたい。

民生費。子育て支援のための保育時間、学童クラブの時間延長を高く評価いたします。

衛生費。がん検診の拡大、受診率の向上を評価します。さらなる受診率の向上に期待いたします。

労働費。緊急雇用創出推進事業、重点分野雇用創造事業で雇用された方の継続雇用に努力されましたことを評価いたします。

農林業費。農業後継者のための土地改良事業の強化を要望いたします。

商工費。観光への取り組みを推進し、地域経済の活性化により努められたい。

土木費。地元企業の活性化のためにも防災、減災の事業拡大を要望いたします。

また、費用対効果を鑑み、事業の推進に努められたい。

教育費。いじめや登校拒否の子供たちへのサポートをさらに努められたい。

以上です。

委員長
清水

最後に、清水委員。

私は、日本共産党の清水雅人です。第1決算審査特別委員会に付託されました議案第1号 平成23年度一般会計決算の認定を可とする立場で討論を行います。まず最初に、深刻な地域経済と格差社会での市民の厳しい暮らしの中で市民のための事業実施をされました市理事者並びに職員の皆様に敬意を表します。また、東日本大震災と福島第一原子力発電所の被害に対して、滝川市挙げて支援に取り組んだことも2011年度の事業の特徴として評価します。

2011年度の当初予算に私は反対をいたしました。理由は、第1に滝川ふれ愛の里運営管理に要する経費のうち株式会社滝川グリーンズへの指定管理代行負担金の増額でした。下水道料金や電気料金で特別扱いすることを是正すべきという考えは変わるものではありません。第2は、まちづくりセンターの街なか移転費2億3,440万4,000円については、市民合意の進め方に疑問があるという点でした。しかし、これらをもって決算認定を否とするものではありません。

決算で評価できる点の中で特徴的なものを上げます。第1は、地域限定一般競争入札を広げ、適正な最低価格設定を図ったこと。第2は、資産がなく、収入が生活保護基準以下などの困窮世帯に対しては、滞納処分を執行せず不納欠損を進めたこと。第3は、健康づくり、高齢者見守り、障がい者雇用など、住民の命を守る施策を着実に進めたこと。第4は、住宅リフォーム助成はほぼ予算

満額の利用を得たことやプレミアム商品券で資本金1億円以上の大型店の手数料を6パーセントと倍にした結果、約9割が地元業者の売り上げになるなど経済効果が上がったこと。第5は、敬老特別乗車証の実態調査や公共交通機関利用拡大の施策を進めたこと。第6は、緊急雇用創出推進事業、重点分野雇用創造事業で21人雇用中11人の継続雇用につなげるなど一定の効果を上げたこと。第7に、いじめのない学校づくり、不登校児童生徒対策、特別支援学級や通級指導教室増など全体的な教育の底上げを進めたこと。第8は、図書館移転により施設利用が大幅に拡大したことを初め、市民の文化、スポーツ、社会教育に寄与したこと。第9は、文化センター大ホールの利用日数が吹奏楽などの練習を1日無料にすることで札幌圏の高校、大学まで広がる中で増加したこと。これら以外も理事者、職員の努力は至るところで発揮をされました。

次に、改善すべき点を上げます。第1は、指定管理者制度についてです。滝川市指定管理者制度適用方針では、非公募とする21施設を4つの理由に分けて示していますが、1点目は、そのうち地域との結びつきが強い施設、地域密着型施設において地域の町内会等を指名する場合、地域住民の利用または地域の特性を生かした地域密着型の施設で、当該地域住民が組織する団体等の地域の活力を積極的に活用することにより事業効果が期待できる場合、団体等が管理運営すればコスト低減が見込まれる施設の場合として示されている16施設についてです。①、児童館を併設していない3つのコミュニティ施設において開館日、開館時間なのに予約がないという理由で施設し、予約電話が入っても受ける態勢が弱く、市民サービスの不足と公民館機能が低下していること。②、町内会連合会の運営委員会や各種団体など、法人でない団体が指定管理者になっており、団体の無報酬役員が経営、総務、企画、経理業務を行い、年間数千円を報酬として支払っているなど、労働基準法に抵触している可能性があること。③、設備や備品の日常管理、定期検査など指定管理者と市の責任分担の一部が曖昧であること。④、支出の12分の1以上の黒字決算が行われた場合、納税対象になるからという理由でこれ以上の額を市に返還するという一律の扱いを行い、各団体の主体性を妨げていると思われること。⑤、事故など問題発生時には全国市長会の共済に入会し、さらに独自に総合損害賠償保険に入っていますが、人身事故で最大1億円では資産がゼロまたはほとんどない団体が指定管理者の場合、利用者に重大な不利益をもたらす事態になりかねないこと。

大きな2点目は、同じく非公募理由が使用料、利用料金により管理運営を行う収益的施設、当面市と密接した連携が必要な施設、第三セクターの改革をあわせた判断が必要である施設として株式会社滝川グリーンズがふれ愛の里と池の前水上公園パークゴルフ場の指定管理者に指定されていることについてです。

①、第三セクター株式会社の決算を黒字にするため、光熱水費などで指定管理代行負担金を特別に増額するなど管理代行負担金の積算根拠が特別扱いになっていること。②、利用者数、売り上げの減少理由が指定管理者の努力不足なのか、市の支援不足なのか曖昧になっていること。

3点目は、公募施設の中でも丸加高原伝習館の指定管理を受けた株式会社山一工業についてです。管理代行負担金が変わらない中で施設の売り上げは2008年度の3,446万円から2011年度の1,931万円へとほぼ半減しました。原因が市の施設整備の崩壊と指定管理者の雇用人数大幅減の2点であることは明らかですが、将来に禍根を残しました。

改善すべき第2は、固定資産税の連帯納税義務者に対する問題です。代表の方に告知を行えば連帯納税義務者全員に告知行為を行ったという扱いになるとしながら、具体的に納税義務を確定させて、その後滞納処分等の手続を行うためには告知行為を改めて行う必要があるというのが滝川市の立場です。一方で、連帯納税義務者に対する告知は2年前に1度行っただけということでは、滞納していながら、市は滞納者として扱うことができないし、滞納者も自覚がないのが実態です。総括質疑で市長は、適正に行ってきたという考えを述べる一方で問題があるとの意見もあり、研さんを積みたいと述べられました。この問題は、歴史的に全国の市町村の共通の課題とはいえ一日も早い改善が必要です。ある日突然、高額滞納者となり得る当事者のことも配慮した今後の対応を望みます。

最後に、4点、さらに指摘をしたいと思います。1点目は、震災復興特別交付税3億1,591万1,000円は、中・北空知廃棄物処理広域連合に同額支出され、焼却炉の建設費に使用されました。しかし、原資は復興費用の19兆円の一部であり、10兆円は所得税を25年間納税額に2.1パーセント上乗せ、個人住民税を10年間一律で年間1,000円など国民の生活を削るものです。これをもらったままでいいのかというのは、道義上の責任があるのではないのでしょうか。滝川市を含む5市9町に問われています。今後の予算執行の際には、十分な配慮を求めます。2、市有施設の利用状況をよく調査し、使用する、使用しないの判断を明確にして、費用対効果の高い予算執行を行うこと。3、生活保護費について、生活保護の通院については、2次医療圏中核病院の砂川市立病院への通院は自由に選択できるように見直すこと。また、移送費を利用できることを知らない、言い出せない受給者もいる可能性が高く、受給者本位の対応をすること。また、相談者の半数しか申請に至っていないという実態から、札幌市の姉妹孤立死事件と同様な被害発生を危惧するものです。市民の困窮度を直視し、相談を重ね過ぎることがないようにすること。4、パークゴルフ場3施設については、110万円の池の前指定管理代行負担金との整合性を確保するよう予算を見直すこと。以上です。

委員長

以上で、討論を終結いたします。

討論要旨につきましては、整理して9月28日までに事務局へ提出してください。

採決

委員長

これより

認定第1号 平成23年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定について

採決いたします。

本認定を可とすべきものと決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長

異議なしと認めます。

よって、認定第1号は可とすべきものと決しました。

お諮りいたします。委員長報告書につきましては、正副委員長にご一任願えますか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定させていただきます。

以上で、本委員会に付託されました事件の審査は全て終了いたしました。

挨拶

委員 長
市 長

この場合、市長から発言の申し出がありますので、これを許したいと思います。それでは、第1決算委員会が閉会するに当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げたいと思います。

本委員会、小野委員長、そして堀副委員長初め委員各位におかれましては、3日間にわたる審査、大変ありがとうございました。慎重審議、そして熱心なご討議をいただいたと、このように思っております。

そして、最後にこのように認定をしていただきましたこと、改めてお礼を申し上げる次第でございます。

今委員会において議論された内容、また付託された意見等につきまして、それらをしっかりと取り入れながら今後の行政運営、そして予算執行に当たりたいと、そのように思っている次第でございますので、今後とも委員各位のご指導、よろしくお願い申し上げ、閉会におきますご挨拶といたします。大変ありがとうございました。

委員 長

委員長退任挨拶ということでございますので、やわらかく言います。

3日間、初めてですけれども、1年半しかたっていない人間がこの重い任務の中やらせていただきましたけれども、無事今終了いたしました。3日間、委員の皆様、あと理事者、所管の皆さんに協力いただきまして、無事難局を進めていただきましたので、感謝いたします。

簡単ですが、委員長挨拶とさせていただきます。

以上で第1決算審査特別委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉 会 15 : 17